

※ 処理 事項		整 理 番 号	事務所	区 分	管 理 番 号	申告区分
法 人 名		法人番号				
		事 業 年 度	平成 平成	年 年	月 月	日から 日まで

付加価値額及び資本金等の額の計算書

1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付 加 価 値 額 の 計 算							資 本 金 等 の 額 の 計 算							
収益配分額の計算	報酬給与額 別表5の2の2③又は別表5の3⑫	①	兆	十億	百万	千	円	資本金等の額 下表2⑧若しくは下表3⑧又は別表5の2の3⑩、 別表5の2の3③若しくは別表5の2の3③	⑫	兆	十億	百万	千	円
	純支払利子 別表5の2の2④又は別表5の4③	②						当該事業年度の月数	⑬					月
	純支払賃借料 別表5の2の2⑤又は別表5の5③	③						⑫× $\frac{⑬}{12}$	⑭	兆	十億	百万	千	円
	収益配分額 ①+②+③	④						控除額計 別表5の2の3⑩、別表5の2の3③若しくは 別表5の2の3③又は別表5の2の4④	⑮					
	単年度損益 第6号様式⑧又は別表5②	⑤						差引 ⑭-⑮	⑯					
付加価値額 ④+⑤		⑥						⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰					
収益配分額のうち報酬給与額の占める割合 ①/④		⑦					%	$\left[\begin{array}{l} ⑰のうち1,000億円を超え \\ 5,000億円以下の金額 \end{array} \right] \times \frac{50}{100}$	⑱					
雇除額の計算 雇用安定控除額	④× $\frac{70}{100}$	⑧	兆	十億	百万	千	円	$\left[\begin{array}{l} ⑰のうち5,000億円を超え \\ 1兆円以下の金額 \end{array} \right] \times \frac{25}{100}$	⑲					
	雇用安定控除額 ①-⑧	⑨						課税標準となる資本金等の額 ⑰+⑱+⑲	⑳					
雇用者給与等支給増加額 別表5の6③又は別表5の6の2⑦		⑩												
課税標準となる付加価値額 ⑥-⑨-⑩		⑪												

2. 資本金等の額の明細

区 分	期首現在の金額 ①	当期中の減少額 ②	当期中の増加額 ③	差引期末現在の金額 ④ (①-②+③)
資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額	1 兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
資本金の額及び資本準備金の額の合算額	2			
法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額	3			
期 中 に 金 額 の 増 減 が あ っ た 場 合 の 理 由 等				